

西城自治振興区規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、西城自治振興区（以下「自治振興区」という。）と称する。

(目 的)

第2条 自治振興区は、生活上の身近な問題や将来的な課題に対して地域住民が協同して取り組むことにより、住み良い、住み続けられる地域づくりを行うことを目的とする。

(構 成)

第3条 自治振興区は、次に掲げる14の自治組織で構成し、それぞれの自治組織を自治会と称する。

五町自治会、五日市公盛会、グリーンピア大佐村、入江自治会、栗自治会、大戸自治会、平子自治会、中野1区自治会、中野上自治会、さんわむら、比婆山自治会、八鳥地区自治会、「神話の里」くまの、今櫛会

2 自治会を構成する単位自治組織を常会と称する。

(事務所)

第4条 自治振興区の事務所は、庄原市西城町大佐734番地に所在する西城自治振興センターに置き、西城自治振興センターの愛称を西城まちづくりセンター（以下「まちづくりセンター」という。）とする。

(事 業)

第5条 自治振興区は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 交流事業をはじめ、里山産業の振興などによる新たな雇用の創出、起業に関するこ
- 二 里山景観や地域資源の管理保全、環境整備に関するこ
- 三 安心と充実感のある暮らしの実現に関するこ
- 四 集落運営や集落経営の支援に関するこ
- 五 文化活動やスポーツ活動など生涯学習事業の推進に関するこ
- 六 地域住民の親睦の強化に関するこ
- 七 まちづくりセンターの管理運営に関するこ
- 八 その他この自治振興区の目的を達成するために必要な事業

第2章 役 員

(役 員)

第6条 自治振興区に次の役員を置く。

一 会長	1人
二 副会長	2人
三 運営委員	14人
四 監事	2人

(役員の職務)

第7条 役員は次の職務を行う。

- 一 会長 自治振興区を代表し、会務を総理する。
 - 二 副会長 会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
 - 三 運営委員 円滑な事業運営に向けて運営委員会で審議するとともに、所属自治会との連携を図る。
 - 四 監事 出納事務を監査する。
- 2 会長及び副会長は、運営委員を兼任することができる。

(役員の選出)

第8条 役員を円滑に選出するため、14人の自治会長で構成する役員選考委員会を設け、役員選考委員会で作成した案を総代会における役員原案とする。

任期中途で役員に欠員が生じた場合もこれに準じ、第13条第5項によって決定する。

- 2 役員選考委員会は、必要に応じて前任者等の出席を求め、意見を聞くことができる。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員の補充によって就任する役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 事務局

(事務局)

第10条 自治振興区の事業を円滑に推進するため、事務所に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長及び事務局員を置く。
- 3 事務局長及び事務局員は、自治振興区が雇用し、常勤職員とする。
- 4 事務局長は、自治振興区の事業に関する調査、企画立案、調整を行い、事業を円滑に実施するために設けた各プロジェクトの中核的役割を担うとともに、庶務会計を司る。
- 5 事務局員は、事務局長の指示により事務処理を行う。
- 6 事務局は、会長の指示により自治会の事務を支援することができる。

第4章 プロジェクト

(プロジェクト)

第11条 自治振興区の事業を効率的に実施するため、次のプロジェクトを設ける。

- 一 もてなしプロジェクト 交流事業を始め、里山産業の振興による新たな雇用の創出、起業に関するここと
 - 二 さとやまプロジェクト 里山景観や地域資源の管理保全、生活環境の整備に関するここと
 - 三 やすらぎプロジェクト 安心と充実感のある暮らしの実現、集落運営や集落経営の支援に関するここと
 - 四 まなびとふれあいプロジェクト 文化活動やスポーツ活動など生涯学習事業の推進、地域住民の親睦強化に関するここと
- 2 プロジェクトは、会長が必要に応じて自治会へ構成員の推選を要請し、その推選された者及び地域住民から募った有志をもって構成する。
- 3 まなびとふれあいプロジェクトの中に、教育委員会から受託した生涯学習事業の計画立案や調整等を行うため、生涯学習講座の代表者を含めて構成する生涯学習運営委員会を置く。

(会議)

第12条 自治振興区に次の会議を置く。

- 一 総代会
- 二 役員会
- 三 プロジェクト会議
- 四 生涯学習運営委員会
- 五 その他事業推進のために会長が必要と認めた会議

(総代会)

第13条 総代会は、各自治会から選出された総代で構成し、総代の過半の出席をもって成立する。

- 2 各自治会の総代の人数は、前年10月1日現在の住民基本台帳の世帯数により決定するものとし、49世帯までの自治会は2人、50世帯から99世帯までの自治会は3人、100世帯から149世帯までの自治会は4人、150世帯を超える自治会は5人とする。
- 3 総代会は、自治振興区の最高議決機関であり、すべての審議決定権を有する。
- 4 総代会は、次の事項を議決する。
 - 一 会長ほか役員の選出
 - 二 事業計画及び收支予算の承認
 - 三 事業報告及び収支決算の承認
 - 四 地域振興計画及び事業計画に関すること
 - 五 規約に関すること
 - 六 その他重要事項に関すること
- 5 前項の規定に拘わらず必要やむを得ないときは、総代会に代わり役員会で審議決定し、執行することができるものとする。ただし、この場合には直近の総代会へ報告しなければならない。
- 6 総代会は、毎年1回、原則として4月に開催する。ただし、会長が必要と認めるとき、又は自治振興区の世帯数にして3分の1以上の請求があったときは、臨時に開催することができる。
- 7 総代会の議決は、出席総代の過半の賛成により決定し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(役員会)

第14条 役員会は、第6条に規定する会長、副会長、運営委員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

- 2 役員会は、会長が議長となり次の事項について審議するとともに、必要な事項については役員過半数の賛成を得て決定する。
 - 一 総代会の開催や提出議案
 - 二 第13条第5項に規定された総代会からの委任事項
 - 三 事業の執行
 - 四 預算の流用や予備費の充当
 - 五 会費の減免
 - 六 その他必要な事項

(プロジェクト会議等)

第15条 プロジェクト会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 生涯学習運営委員会は、必要に応じて会長が招集する。

3 プロジェクト会議及び生涯学習運営委員会には、必要に応じて自治会や他の組織、団体等の出席を求めることができる。

第6章 会計

(会計)

- 第16条 自治振興区の経費は、会費、交付金、委託金、補助金、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。
- 2 支出は、自治振興区の目的に沿ったもので、総代会で議決された予算に基づかなければならぬ。
 - 3 予算に不足を生じるときは、役員会の承認を得て、他の科目から流用もしくは予備費から充用することができる。
 - 4 会計は、一般会計のほか、自治振興センター指定管理に係る会計、生涯学習委託事業、に係る会計、その他分離独立して管理することを必要とする会計をそれぞれ別会計として処理する。
 - 5 自治振興区から各自治会に対して活動交付金を交付するものとし、その会計処理は自治会長の責任において行う。

(会計年度)

- 第17条 自治振興区の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 2 会計年度が終了したときは速やかに決算を行い、監査を受けて総代会の承認を受けなければならない。

(会費)

- 第18条 会費は世帯会費とし、その額は総代会において決定する。
- 2 会費は、自治会毎にまとめて納付する。

(監査)

- 第19条 監事は、会計年度が終了したときは速やかに出納事務について監査を行い、その結果を総代会において報告する。

第7章 その他

(その他)

- 第20条 この規約に定めのない事項については、役員会で審議決定する。

附則 この規約は、2012(平成24)年4月1日から施行する。

西城自治振興区組織図

自治一区

